

香川銀トモニカード

Visa

規定集

目 次

香川キャッシュカード規定	2P
ICキャッシュカード特約	8P
香川デビットカード取引規定.....	9P
ペイジー口座振替受付サービス規定.....	13P
香川銀トモニカード Visa 一体型特約	16P
個人情報の取扱いに関する重要事項..... (香川銀トモニカード Visa 特約)	21P

香川キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行した香川キャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した香川キャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行および当行が現金自動預入支払機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等の現金自動預入支払機を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れする場合
- ② 当行および当行が現金自動預入支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動預入支払機を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当行および提携先のうち当行が現金自動預入支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等の現金自動預入支払機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当行所定の取引をする場合

2. (現金自動預入支払機による預金の預入れ)

- (1) 現金自動預入支払機を使用して預金に預入れをする場合には、現金自動預入支払機の画面表示等の操作手順に従って、現金自動預入支払機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 現金自動預入支払機による預入れは、現金自動預入支払機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (現金自動預入支払機による預金の払戻し)

- (1) 現金自動預入支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、現金自動預入支払機の画面表示等の操作手順に従って、現金自動預入支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 現金自動預入支払機による払戻しは、現金自動預入支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 現金自動預入支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (現金自動預入支払機による振込)

- (1) 現金自動預入支払機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、現金自動預

入支払機の画面表示等の操作手順に従って、現金自動預入支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 現金自動預入支払機による振込は、現金自動預入支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 現金自動預入支払機を使用して振込の依頼をする場合に、振込金額と第6条に規定する自動機利用手数料金額および振込手数料との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

5. (現金自動預入支払機による振替入金)

- (1) 現金自動預入支払機を使用して振替入金をする場合には、現金自動預入支払機の画面表示等の操作手順に従って、現金自動預入支払機にカードおよび振替入金口座の通帳またはカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 現金自動預入支払機による1回あたりの振替入金は当行所定の金額の範囲内とします。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 現金自動預入支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の現金自動預入支払機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 提携先の現金自動預入支払機を使用して預金の預入れをする場合には、提携先所定の自動機利用手数料をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の払戻しまたは預入れ時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しまたは預入れをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

8. (現金自動預入支払機故障時等の取扱)

- (1) 停電、故障等により当行の現金自動預入支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。

- (2) 停電、故障等により当行の現金自動預入支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が現金自動預入支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類を提示いただき、ご来店者が預金者ご本人であることを確認させていただきます。
- (4) 停電、故障等により当行の現金自動預入支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

9. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が現金自動預入支払機で使用された場合または当行本支店の窓口に出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は当行所定の方法によって通帳に記入します。

10. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、現金自動預入支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) 当行はお客様の暗証番号は暗号化してデータ管理していますので、暗証番号の照会には応じていません。
- (4) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。
- (5) お客様以外の第三者が、不正に取得した暗証番号等の口座情報をパーソナルコンピューター、携帯電話等の端末機から入力することによって、即時口振サービス、Bank Pay取引その他の当行所定のサービスの利用申込み等をした場合であっても、当行が、入力された所定事項と当行に登録されている所定事項との一致を確認してこれを受付けたうえは、当行はお客様による当該サービスの利用申込み等と見なして取り扱います。この場合にお客様に生じた損害については、

当行が別に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

(1) 本人が個人である場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。
- (2) 暗証番号を変更される場合は、当行の現金自動預入支払機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号および新しい暗証番号を正確に入力してください。この場合、書面による届出は必要ありません。なお、代理人カードについても同様に取扱います。

14. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15. (現金自動預入支払機への誤入力等)

現金自動預入支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の現金自動預入支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

16. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- ① 第17条に定める規定に違反した場合
- ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
- ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
- (4) お客さまからカードの利用申込みがあった場合またはカードの利用期限が到来するために新たな利用期限を付したカードを発行する場合に、本カードが返送された場合には当行で一定期間のみ保管します。この場合、当行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。一定期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合

はあらためて本カードの再発行手続きが必要となります。

17.（譲渡、質入等の禁止）

カードは譲渡、質入または貸与することはできません。

18.（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

19.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

IC キャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)

IC キャッシュカード (IC カードといいます) とは、IC チップで取引ができるキャッシュカードをいい、この特約は、IC カードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「香川キャッシュカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。

2. (IC キャッシュカードの利用)

- (1) IC カードの利用は、以下の現金自動預入支払機で利用できます。
 - ① 当行現金自動預入支払機のうち IC 対応している現金自動預入支払機
 - ② IC チップによる取引を提携している提携先（当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等）の現金自動預入支払機で「IC 対応」している現金自動預入支払機
- (2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されている IC カードであっても IC チップによる取引となります。前項以外の現金自動預入支払機の利用は、磁気ストライプが併載されている IC カードであれば、磁気ストライプによる取引が可能です。

3. (1 日あたりの利用限度額)

- (1) IC チップによる取引における 1 口座 1 日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。利用限度額は当行所定の方法により、当行所定の金額の範囲内で変更できます。利用限度額の設定、変更の対象となる取引は「預金払戻し」「振込」「振替」「デビットカード」の総引出限度額です。
- (2) 通常の磁気ストライプのみのカードから IC カードに切り替えの場合で、磁気ストライプのカード保有時にお客様が個別に利用限度額を変更されている場合、磁気カード利用時はそのまま変更後の限度額を継続し、IC チップによる取引時は、当行所定の限度額となります。

4. (故障時の対応)

前記 2. (1) に規定された IC 対応現金自動預入支払機が故障した場合、IC チップ機能に障害が発生した場合等において、IC チップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されている IC カードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

以 上

香川デビットカード取引規定

第1章 デビットカード取引

1. 適用範囲

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、香川デビットカード（当行が香川キャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金〔総合口座取引の普通預金を含みます。〕等のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（香川総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みますが、総合口座カードローン契約にもとづく当座貸越の極度額は利用できません。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。

- (1) 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- (3) 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、契約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. 利用方法等

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的としてカードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行なうことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高

限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

- ③ 購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビットカード取引を行なうことができないものと定めた商品または役務に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ① 1日あたりのカードの利用金額（香川キャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行なうことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行なうことはできません。

3. デビットカード取引契約等

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を現す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. 預金の復元等

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落とされた預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとしします。
- (2) 前項にもかかわらず、デビットカード取引を行なった加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。

- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5. 読替規定

カードをデビットカード取引に利用する場合における香川キャッシュカード規定の適用については、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「デビットカード取引をする場合」とし、同規定第10条第1項中「現金自動預入支払機」とあるのは、「端末機」とし、第15条中「現金自動預入支払機」とあるのは、「端末機」とします。

6. デビットカード取引の中止

香川デビットカード取引の取扱を中止する時は、取扱中止届を当行に提出して依頼するものとします。取扱中止届が提出された日における成立したデビットカード取引契約による売買取引債務相当額は、預金口座から引落しされても異議ないものとします。

第2章 公金納付

1. 適用範囲

利用者が、次の各号のうちいずれかの者（以下「公的加盟期間」といいます。）に対して、機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第1号においては規約所定の加盟機関銀行が、第2号においては規約所定の決済代行機関が、当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（第2号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額）を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- (1) 規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟期間として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。
- (2) 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定

めに基づき、当行のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。

2. 準用規定等

- (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2. ないし5. を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

第3章 規定の変更

1. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

(2023.4.19)

ペイジー口座振替受付サービス規定

1. 適用範囲

- (1) 「ペイジー口座振替受付サービス」(以下「本サービス」といいます。)は、当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)、もしくは当該収納機関から委託を受けた法人等(以下「収納受託法人」といいます。)の窓口に対して、当行預金者が本人名義の当行キャッシュカード(以下「カード」といいます。)を後記2.(1)の方法により提示して、預金口座振替の契約を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替の受付・契約については、この規定により取扱います。
- (2) 収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」といいます。)所定の収納機関規約を承認の上、運営機構に収納機関として登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約に基づく預金口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人等をいいます。
- (3) 本サービスは、当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できるものとします。
- (4) 本サービスは、カードの発行されている預金口座(以下「当該口座」といいます。)の預金者に限り利用することができます。

2. 利用方法等

- (1) 本サービスを利用するとき、預金者は収納機関もしくは収納受託法人より本人確認を受けたうえで、窓口を設置された本サービスに係る機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)の画面表示等の操作手順に従い、カードを端末機に読み取らせ、暗証番号を入力します。なお、暗証番号を入力する際には第三者(収納機関等の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ端末機にカードの暗証番号と必要項目を預金者自ら入力してください。
- (2) 本サービスの取扱いは、当行所定の利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間により、当行所定の利用時間内であっても利用できない場合があります。
- (3) 以下の各号に該当する場合には、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 収納機関から購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払を受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
 - ③ 本規定に反して利用された場合
- (4) 当行がカード取引を行うことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- (5) 以下の各号に該当する場合には、当該カードを本サービスに利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ② カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合

- ③ カードの事故届等が当行に提出され、当該カードが利用できない状態にある場合
- (6) 本サービスご利用の際には、収納機関もしくは収納受託法人から、端末機により印字された口座振替契約確認書を必ず受領し、申込内容をご確認下さい。

3. 預金口座振替契約等

- (1) 前記2.(1)により暗証番号の入力が行われ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときに、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに、預金者・当行間で次の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。
 - ① 収納機関から当行に預金口座振替の請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求金額を当該口座から引落しのうえ収納機関に支払うことができるものとします。
 - ② 当行は、普通預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしに、前記①の引落しを行います。
 - ③ 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額（総合口座取引による貸越を含みます。）を超えるとときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座から引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。
 - ④ 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割当てる契約者番号が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。

4. 預金口座振替契約の取消および解約

- (1) 前記3.(1)にかかわらず、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約を取消する場合には、預金者は本サービスの申込を行った収納機関もしくは収納受託法人より本人確認を受けたうえで、自らカードを端末機に読み取らせ、カードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関等の従業員を含みます。）に見られないよう注意しつつ預金者自ら端末機に入力して、預金口座振替の取消依頼電文を送信してください。当行が当該取消依頼電文を受信した場合に限り、当行は預金口座振替契約の取消を行います。なお、端末機から預金口座振替契約の取消依頼電文を送信できないときは預金口座振替契約の取消はできません。
- (2) 前記(1)において、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約の取消ができない場合には、当行にお届出の印鑑を持参のうえ当行本支店にて所定の取消手続を行ってください。（当日以外はカードによる取消はできません。また、当行の窓口ではカードによる取消はできません。）
- (3) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当

の事由があるときは、当行は預金者に通知することなく預金口座振替契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。

- (4) 預金口座振替契約の解約手続を行う前に収納機関より送付された請求書は、前記3.により預金口座振替契約が成立したものとして取扱います。

5. 本サービスの停止

- (1) 本サービスは、当行所定の書面により当行本支店へ申し出ることにより停止することができます。当行は、この申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負わないものとします。また、停止した後再開する場合も、同様に届け出てください。

6. 免責事項

- (1) 次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
- ② 当行または共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
- ③ 収納機関または収納受託法人の責めに帰すべき事由があったとき

- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を当行所定の方法により確認して預金口座振替契約の受付をしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (3) 本サービスおよび本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じてても、当行の責めによる場合を除き、預金者と収納機関との間で遅延なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

7. 規定の変更

この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、あらかじめ変更の内容および取扱いの期日を店頭表示その他相当の方法で公表し、その期日の到来とともに変更規定が発効するものとするお取扱いをさせていただく場合があります。

8. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、香川キャッシュカード規定、普通預金（決済用普通預金）規定、香川総合口座取引規定等により取扱います。

以 上

香川銀トモニカード Visa 一体型特約

本特約は本会員のみにも適用されます。

第1条（本特約の目的）

本特約は、株式会社香川銀行（以下「当行」といいます。）およびトモニカード株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する「香川銀トモニカード Visa」（以下「本カード」といいます。）の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

第2条（本カードの発行・貸与）

1. 本カードは以下のいずれかの場合に発行されるものとします。
 - ① 当行と普通預金取引がある者が、当社が別に定める「トモニカード Visa 会員規約」（以下「クレジットカード規約」といいます。）および当行キャッシュカード規定（以下「キャッシュカード規定」といいます。）ならびに本特約を承認のうえ、クレジットカード規約第1条に定義する本人会員（以下「本会員」といいます。）となる旨の申し込みをするとともに本カードの発行の申し込みをし、これに対し当行および当社が承認した場合。
 - ② キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けている者が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本会員となる旨の申し込みをするとともに本カードの発行の申し込みをし、これに対し当行および当社が承認した場合。
 - ③ クレジットカード規約を承認のうえ当社発行にかかるクレジットカードの貸与を受けている本会員が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申し込みをし、これに対し当行および当社が承認した場合。
 - ④ キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けており、かつクレジットカード規約を承認のうえ当社発行にかかるクレジットカードの貸与も受けている本会員が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申し込みをし、これに対し当行および当社が承認した場合。
2. 前項に基づいて発行される本カードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、当行および当社は前項各号による承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします。（以下、本項に基づいて本カードの貸与を受けた者を「一体型会員」といいます。）なお、本カード上には、会員氏名・Visa カード会員番号・Visa カードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。
3. 第1項各号の申し込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）が対応する普通預金口座を、本カードのクレジットカード利用代金、

手数料等の決済口座として届け出るものとします。

4. 本カードが返送された場合には当行で一定期間のみ保管をします。この場合、当行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。一定期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本カードのお申込みが必要となります。

第3条（本カード発行に伴う既存カードの取扱い）

第2条第1項②～④の場合において、一体型会員が本カードの発行前に保有していたキャッシュカードの機能は一体型会員が本カードを利用した時点で失効するものとします。

第4条（有効期限）

1. 本カードの有効期限は、カード上に表示した月の末日までとします。
2. 当行および当社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない会員で、当行および当社が審査のうえ引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」といいます。）を発行します。
3. 前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用した時点で失効するものとします。

第5条（本カードの機能）

1. 一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および当社が発行するクレジットカードとしての機能（クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。）を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。
2. 一体型会員は、現金自動支払機（以下「CD」といいます。）または現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
3. 前項の規程に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
4. 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型会員が本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第6条（本カードの機能停止等）

1. 当行および当社は、一体型会員と当社との間のクレジットカード契約、および一体型会員と当行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が

生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。またこれに伴う不利益・損害等については、当行および当社の故意または過失による場合を除き、当行および当社はいずれも責任を負わないものとします。

- ① 本カードの再発行のため、一体型会員が、当行または当社に本カードを返還した場合。
- ② 本カードに関する諸変更手続のため、一体型会員が、当行または当社に本カードを送付し、または預けた場合。
- ③ C DまたはA T Mでの利用時に、暗証番号相違、C D・A T Mの故障等の理由により本カードが回収された場合。
- ④ 一体型会員から当行または当社に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届け出があった場合。

2. 一体型会員が本特約またはクレジットカード規約に違反したまたは違反するおそれがあると合理的な理由に基づき判断した場合には、当社はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

第7条（本カードの取扱い）

1. 一体型会員は、当行および当社より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければならないとします。
2. 本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行および当社にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用したりして本カードの占有を第三者に移転することはできません。

第8条（決済口座の変更）

本カードの申し込みの際に届け出た決済口座は、原則として変更できないものとします。ただし、変更により合理的な理由があると判断される場合には、この限りではありません。

第9条（届出事項の変更）

1. 一体型会員が当行および当社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、当行および当社所定の方法により遅滞なく当行および当社に届け出なければならないとします。
2. 本カードのキャッシュカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合は、当行所定の方法により遅滞なく当行に、また、クレジットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当行および当社所定の方法により遅滞なく当行および当社に届け出るものとします。
3. 第1項のうち氏名等に変更があった場合においては、一体型会員は本カードを当行または当社に返還するものとします。なお、この場合には、第12条所定の再発行手続きがとられるものとします。
4. 第2項のうちクレジットカード機能に関する暗証番号を変更する場合においては、一体型会員は本カードを当行または当社に返還するものとします。なお、この場合には、第12条所定

の再発行手続きがとられるものとします。

第 10 条（紛失・盗難の届出）

一体型会員は、本カードを紛失した場合および盗難された場合には、当該紛失または盗難の事実を当行および当社に届け出るものとします。

第 11 条（本カードの紛失・盗難による責任の区分）

本カードの紛失・盗難に関する規定については、キャッシュカード機能についてはキャッシュカード規定に、クレジットカード機能についてはクレジットカード規約によるものとします。

第 12 条（カードの再発行）

1. 当行および当社は、本カードの紛失・盗難・破損・汚損、または氏名の変更、クレジット暗証番号の変更等の理由により一体型会員が希望した場合は、当行および当社が審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、一体型会員は、当行および当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行および当社が別途公表いたします。（ただし、氏名の変更による再発行の場合を除きます。）なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。
2. 一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を希望する場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行または当社に返還するものとします。

第 13 条（カードの返還および単機能カードの発行）

1. 一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行または当社に本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社の故意または過失による場合を除き、当行および当社はいずれも責任を負わないものとします。
 - ① クレジットカード規約所定の事由により当社が運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合（一体型会員が任意に退会した場合も含みます。）
 - ② 一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。
 - ③ 一体型会員が当行および当社に対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを当行および当社が認めた場合。
2.
 - ① 前項①の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード（以下「単機能キャッシュカード」といいます。）の発行を希望する場合は、当行に対し単機能キャッシュカードの申し込みをするものとします。
 - ② 前項③の場合において、単機能キャッシュカードの発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。
 - ③ 一体型会員は本項①または②に基づいて単機能キャッシュカードが発行される場合には、当行に対し当行所定の再発行手数料を支払うものとします。再発行手数料は当行が別途公表いたします。

第14条（カードの回収）

前条第1項①の場合において、当行および当社はC DまたはA T MやVisaの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの期間において、キャッシュカード機能が利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社の故意または過失による場合を除き、当行および当社はいずれも責任を負わないものとします。

第15条（業務の委託）

1. 当行および当社は本カードの発行に関する業務をユーシーカード(株)（以下「UC」といいます。）に委託することができるものとします。
2. UCは前項の業務につきUCが指定する第三者に委託することができるものとします。

第16条（情報の共有等）

1. 一体型会員は、以下の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲において、必要な保護措置を行ったうえで当行および当社の間で共有することに、予め同意するものとします。
 - ① 一体型会員が、当行および当社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第9条第1項に基づいて当行または当社のいずれかに対して変更の届出があった場合には、当該届出情報。
 - ② 第6条第1項各号、同条第2項、第13条第1項各号、第14条記載の事項。
 - ③ キャッシュカード規定またはクレジットカード規約に違反した事実。
 - ④ その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断に関わる当該一体型会員の情報。
2. 当行および当社は、第1項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。
3. 本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲で、当行および当社がUCに対し、またはUCが再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

第17条（特約の優先適用）

本特約とクレジットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

第18条（特約の変更）

1. この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更後、一体型会員が本カードを利用したときは、当該一体型会員は当該改定を承認したものとみなします。

以 上

《個人情報の取扱いに関する重要事項》

香川銀トモニカード Visa 特約

第 1 条（目的範囲内の情報相互交換および同意）

「香川銀トモニカード Visa」（以下「本カード」という。）会員は、以下の A・B について同意します。

A. 株式会社香川銀行（以下「当行」という。）およびトモニカード株式会社（以下「当社」という。）が本カード会員の下記個人情報を保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的で利用すること。

【目的】

- ① 当行および当社が連携して行う本カードに関するサービスの提供
- ② 当行が取り扱う預金、債権、貸付、投資信託、保険、信託、不動産、株式および当社が取り扱うクレジットカード、付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、およびこれらの研究や開発
- ③ 当行が発行する「香川キャッシュカード」、当社が発行する本カードの発行業務および可否の判断
- ④ 上記②記載の商品やサービス等の提供に際して、当行および当社がそれぞれ行う判断、各種リスクの把握および管理

【情報範囲】

a. 上記①および②を利用目的とする場合

本カード会員の氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先・家族構成・学校名・勤務先に関する情報、利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の取引に関する情報、取引店番号・口座番号・取引番号等の管理番号のうち当行および当社がそれぞれに保有する情報

b. 上記③および④を利用目的とする場合

上記 a. の各項目、資産・負債に関する情報、公開情報、各種商品の支払開始後の利用残高および月々の返済状況、融資取引の際の判断に関する情報の内、当行および当社がそれぞれに保有する情報

B. 当行が媒介・代理・取次・募集等を行う保険・信託・株式等の申し込みに際して、当行が本カード会員の銀行取引を通じて取得した本カード会員に関する情報を利用すること、また、保険・信託・株式等の媒介・代理・取次・募集等に際して知り得た情報を銀行業務に利用すること。

第 2 条（個人情報の取扱いに関する問い合わせ・相談窓口）

本カード会員の個人情報の取扱いに関するご質問や苦情等のお問い合わせについては、下記の当社または当行のお問い合わせ窓口までお申し出下さい。

社名	トモニカード株式会社	株式会社香川銀行 お客様相談窓口
住所	〒 770-0942 徳島県徳島市昭和町一丁目 37番地 相互産業ビル 3F	〒 760-8576 香川県高松市亀井町6番地1
電話番号他	088-624-2244 受付時間 9:00 ～ 17:00(平日)	0120-878-736(フリーダイヤル) 受付時間 9:00 ～ 17:00(平日)

以 上

